

## 目 次

資	料	編 .....	237
	多摩市福祉のまちづくり整備要綱 .....		238

# 資料編

# 多摩市福祉のまちづくり整備要綱

平成 7年 9月 1 1日多摩市告示第3 4 3号

所管 健康福祉部 在宅福祉課

## (目的)

第1条 この要綱は、多摩市における福祉のまちづくりに係る施設整備について必要な事項を定め、もって高齢者、障がい者、児童等を含めた全ての市民が自立し、生き生きとした生活をおくることができるよう、安全かつ快適な地域生活環境を創りだしていくことを目的とする。

## (対象施設)

第2条 この要綱の対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、次に掲げる施設とする。

- 1) 別表第1に掲げる建築物及びこれに付帯する施設
- 2) 公共交通施設及びこれに付帯する施設
- 3) 道路及びこれに付帯する施設
- 4) 公園、緑地及び庭園並びにこれらに付帯する施設
- 5) 路外駐車場

## (施設整備のための基準)

第3条 施設整備のための基準(以下「施設整備基準」という。)は、「多摩市福祉のまちづくり整備指針」に定めるとおりとする。

## (施設整備の方針)

第4条 対象施設を設置し、又は管理運営する者(以下「施設の設置者等」という。)は、対象施設の新設及び増設並びに既存の対象施設の改修等を行う場合は、施設整備基準及び別表第1に定める項目(以下「施設整備基準等」という。)に基づく施設整備に努めなければならない。また、その整備と合わせ、高齢者、障がい者、児童等が円滑に利用できるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 施設整備基準等の適用は、施設の用途、規模の状況等を総合的に勘案して行うものとする。

## (協議)

第5条 施設の設置者等は、対象施設の新設及び増設並びに既存の対象施設の改修等をしようとする場合には、あらかじめその計画について、建築確認申請書(計画通知書)の提出前までに市長に協議申請書(第1号様式)及び協議事項一覧表(第2号様式・第2号様式の2)を提出し、協議するものとする。

2 前項の規定は、建築確認の手続きが不必要な項目の設置又は導入について準用する。

## (指導・助言)

第6条 市長は、前条の規定に基づき協議がなされた事項について施設整備基準等に合致しない項目があると認めるときは、施設の設置者等に対して改善について指導・助言することができる。

2 前項の指導・助言を受けた施設の設置者等は、その項目及び内容について改善を加え再度協議しなければならない。

3 市長は、施設の設置者等が前条の規定による協議を行わずに工事に着手したときは、当該施設の設置者等に対して同条の規定による協議をすることを指導するものとする。

## (工事の完了検査)

第7条 第5条の規定による協議をした施設の設置者等は、協議に基づく整備が完了後、その整備状況を速やかに整備完了報告書(第3号様式)により市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る施設等が施設整備基準等に適合しているか協議事項一覧表により検査しなければならない。

(適合証の請求及び交付)

第8条 施設の設置者等は、前条第2項の規定による検査の結果、当該施設が施設整備基準等に適合していると認められたときは、市長に対し、施設整備基準等に適合していることを証する証票の交付を施設整備基準適合証交付請求書(第4号様式)により請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、施設の設置者等に対して別表第2に掲げる適合証を交付するものとする。

(市の責務)

第9条 市は、市が設置又は管理する施設が、施設整備基準等に適合するように努めなければならない。

2 市は、対象施設の設置者等に対して指導・助言等を行い、福祉のまちづくりが推進されるように努めなければならない。

3 市は、この要綱の普及啓発をはじめ、広く福祉のまちづくりに関する広報、情報提供等に努めなければならない。

(施設の設置者等の責務)

第10条 施設の設置者等は、その施設が施設整備基準等に適合するように努めるものとする。

2 施設の設置者等は、その施設が常時良好な状態に保持されるよう、その管理運営に努めるものとする。

(市民の責務)

第11条 市民は、この要綱制定の趣旨をふまえ、円滑に施設利用ができるよう、必要な協力を行うよう努めるものとする。

2 市民は、福祉のまちづくりに積極的に参加するよう努めるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

(心のかようまちづくりのための福祉環境整備要綱の廃止)

2 心のかようまちづくりのための福祉環境整備要綱(昭和57年多摩市告示第147号)は、廃止する。

附 則 (平成11年多摩市告示第26号)

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の多摩市福祉のまちづくり整備要綱の規定に基づき行われた手続等は、この要綱による改正後の多摩市福祉のまちづくり整備要綱の規定に基づき行われたものとみなす。

附 則 (平成16年多摩市告示第137号)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

施設整備(建物)項目一覧

施設内容	主な対象施設等の名称	特定施設			
		網掛け部分が特定施設 床面積(超~以下)			
		200㎡	1,000㎡	3,000㎡	5,000㎡
1 医療等施設	大規模の病院、診療所等				
	病院、診療所等(入院施設のあるもの)				
	診療所等(入院施設のないもの)				
2 公益施設	大規模の官公庁施設(国・都・市立庁舎)等				
	大規模のガス事業所、電気通信事務所等 官公庁施設、ガス事業所、電気通信事務所等				
3 福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設等				
4 学校等施設	小・中・高等学校、大学、専修学校等 幼稚園				
5 自動車関連施設A 自動車関連施設B 自動車関連施設C	一般共用駐車場				
	ガソリンスタンド、自動車修理工場、自動車洗車場				
	自動車教習場				
6 公衆便所	公衆便所(地方公共団体が設置するもの)				
7 集会施設A 集会施設B	冠婚葬祭施設、集会場、公民館等				
	公会堂				
8 物品販売業を営む店舗	百貨店、スーパーマーケット、 コンビニエンスストア、薬屋等				
9 飲食店	食堂、レストラン、喫茶店、ファーストフード店等				
10 サービス店舗	銀行、理髪店、クリーニング取次店等				
11 宿泊施設	ホテル、旅館等				
12 興行施設	劇場、映画館、演芸場、観覧場等				
13 文化施設	美術館、図書館、博物館等				
14 展示施設等	展示場、自動車展示場等				
15 運動施設	体育館、水泳場、スポーツ練習場、ホーリング場等				
16 遊興施設	勝馬投票券発売所、パチンコ店、カラオケボックス等				
17 公衆浴場	公衆浴場(銭湯、サウナ、クアハウス等)				
18 事務所	事務所(他の施設に付属するものを除く)				
19 工業施設	工場等				
20 地下街	地下街				
21 複合施設	1~20までの一般都市施設の複合建築物				
22 共同住宅	共同住宅、寄宿舎				戸数10戸以上





この建物は、障害者の利用を  
配慮した整備がされています

多摩市

備考

- 1 色は、青地に白のマークとする。
- 2 寸法は、たて19cmよこ15cmとする。

多摩市長 殿

届出者（特定整備主）

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称並びに代表者の氏名及び印鑑）

協 議 申 請 書

多摩市福祉のまちづくり整備要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり協議の申請をします。

記

1 所在地					
2 名称					
3 主要用途					
4 工事の種別	新築、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え、用途変更				
5 規模等			届出部分	届出以外の部分	合計
	延べ面積 ( 造・地上 階・地下 階)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	内 訳	用途 ( )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		用途 ( )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		用途 ( )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
用途 ( )		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
6 工事着手日	平成 年 月 日	7 工事完了日	平成 年 月 日		
8 連絡先	所在地及び名称				
	担当者		電話番号		

※ 受付欄	平成 年 月 日 第 号	※ 処理欄	
-------	-----------------	-------	--

- 注意 1 「4 工事の種別」の欄は、該当事項を○で囲んでください。
- 2 「8 連絡先」の欄は、この届出書についての問い合わせ先を記入して下さい。
- 3 ※欄には記入しないでください。
- 4 添付書類 (1) 設計概要書  
(2) 付近の見取り図  
(3) 配置図  
(4) 平面図



第2号様式（第5条、第7条関係）

協議事項一覧表（建築物）

1 所在地	
2 名称	

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※	
1 敷地内の通路	(1) 有効幅 [1.35m以上*]	m			
	(2) 段差の有無	有 無			
	合の当該傾斜路を設けている場合	ア 高さ	c m		
		イ 有効幅 [屋内：1.2m、屋外：1.35m以上*]	m		
		ウ こう配 [屋内：1/12、屋外1/20以下*]	1/		
		エ 高さ75cm超の場合の踊り場 [1.5m以上*]	有 無		
		オ 手すり	有 無		
		カ 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無		
		キ 側壁又は立ち上がりの設置	有 無		
	ク 傾斜路の面の識別への配慮	有 無			
	(3) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無			
(4) 直接車道に接するL型側溝の切下げ	c m				
(5) 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設又は、これに代わる装置の設置 設けた設備等（ ）	有 無				
2 駐車場	障がい者用駐車スペース	台			
	(1) 障がい者用駐車スペースの構造	ア 幅 [3.5m以上]	m		
		イ 建築物までの経路ができるだけ短くなる位置	有 無		
		ウ 位置の表示及び経路の誘導標示	有 無		
	(2) 駐車施設から建築物の出入口までの通路	ア 有効幅 [1.2m以上]	m		
		イ 段差の有無	有 無		
ウ 床表面の滑りにくい仕上げ		有 無			
3 出入口 (主要な出入口)	(1) 有効幅 [1m以上*]	m			
	(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有 無			
	(3) 通行の支障となる段差の有無	有 無			
	(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無			
	(5) 設備	ア 受付等の設置	有 無		
		イ 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設又はこれに代わる装置の設置 設けた設備等（ ）	有 無		
4 出入口 (その他の出入口)	出入口への	(1) 有効幅 [85cm以上*]	c m		
		(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有 無		
		(3) 通行の支障となる段差の有無	有 無		
		(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無		
	出入口への	(1) 有効幅 [85cm以上*]	c m		
		(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有 無		
		(3) 通行の支障となる段差の有無	有 無		
		(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無		
	各室の出入口	室の数 ◇(1)から(4)は、各室の出入口のうち、最低の寸法・構造について記入してください。	室		
		(1) 有効幅 [85cm以上*]	c m		
		(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有 無		
		(3) 通行の支障となる段差の有無	有 無		
		(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無		
		各住戸の出入口	住戸の数 ◇(1)から(4)は、各住戸の出入口のうち、最低の寸法・構造について記入してください。	戸	
			(1) 有効幅 [85cm以上*]	c m	
			(2) 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有 無	
(3) 通行の支障となる段差の有無	有 無				
(4) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無				

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※	
5 廊下 (屋内通路)	(1) 有効幅 [1.4m以上*] 1.2m以上とした場合の車いすの転回できる部分	m 有 無			
	(2) 段差の有無	有 無			
	の傾斜路を設けている場合 の当該傾斜路の構造	ア 高さ	c m		
		イ 有効幅 [1.2m以上*]	m		
		ウ こう配 [屋内1/12以下*]	1/		
		エ 高さ75cm超の場合の踊り場 [1.5m以上]	有 無		
		オ 手すり	有 無		
		カ 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無		
	キ 側壁又は立ち上がりの設置	有 無			
	ク 傾斜路の面の識別への配慮	有 無			
(3) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無				
6 階段	(1) 主要な階段の回り段	有 無			
	(2) 手すり	有 無			
	(3) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無			
	(4) 踏面	ア 識別への配慮	有 無		
		イ つまづきにくい構造	有 無		
(5) 点状ブロック(警告用)の敷設、注意換気の有無 設けた設備等( )	有 無				
7 エレベーター	設置基数	基			
	(1) かごの大きさ [床面積5000㎡超:13人乗り以上・ 床面積5000㎡以下:11人乗り以上*]	人乗り			
	(2) 出入口有効幅(含昇降路) [床面積5000㎡超:90cm以上・ 床面積5000㎡以下及び共同住宅等:80cm以上]	c m			
	(3) 高齢者、障がい者等が支障なく利用できる構造の設備	ア 車いす兼用エレベーターに関する標準に定める付加仕様に関する配慮 設けた設備等( )	有 無		
		イ 視覚障がい者兼用エレベーターに関する標準に定める配慮等 設けた設備等( )	有 無		
(4) 乗降ロビーにおける車いすの転回できる構造	有 無				
8 便所 (だれでもトイレ)	数 箇所 男子用 箇所 女子用 箇所 兼用 箇所				
	(1) だれでもトイレの出入口の有効幅 [85cm以上*]	c m			
	(2) 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸	有 無			
	(3) 車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保 有・無(便房の内のり) [ cm× cm]				
	(4) 便房内の設備	ア 腰掛け便座の設置	有 無		
		イ 手すりの設置	有 無		
		ウ その他の設備( )			
	(5) 通行の支障となる段差の有無	有 無			
	(6) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無			
(7) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置	有 無				
(8) だれでもが利用できる旨の表示	有 無				
9 便所 (一般用)	不特定かつ多数の者が利用する便所の数 男子用 ( 箇所) 女子用 ( 箇所) 兼用 ( 箇所)				
	(1) 通行の支障となる段差の有無	有 無			
	(2) 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無			
	(3) 腰掛け式の大便器の数	男子用	個		
		女子用	個		
		兼用	個		
	(4) 手すりを設けた便器の数	男子用	個		
女子用		個			
兼用	個				
(5) 床置き式またはこれに代わる男子用小便器の数	小便器	個			

整備項目	整備内容		措置		代替措置	※
10 浴室・シャワー室	不特定かつ多数の者が利用する浴室・シャワー室の数	浴室	室			
		シャワー室	室			
	(1) 通行の支障となる段差の有無		有	無		
	(2) 床表面の滑りにくい仕上げ		有	無		
11 観覧席・客席	(1) 車いす使用者のための観覧席の位置及び数	観覧しやすい位置等	有	無		
		数	席			
	(2) 集団補聴設備等、高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備		有	無		
12 子育て支援環境の整備 (ベビーチェア・ベビーベッド)	(1) ベビーチェア等の設備を設けた便房の数	男子用	箇所			
		女子用	箇所			
		兼用	箇所			
	(2) ベビーベッド等の設備の数	男子用	箇所			
		女子用	箇所			
	(3) ベビーチェア、ベビーベッド等の設備がある旨の表示		有	無		
13 子育て支援環境の整備 (授乳及びおむつ替えの場所)	(1) 授乳及びおむつ替えのできる場所の数		箇所			
		設けた設備等 ( )				
	(2) 授乳及びおむつ替えができる旨の表示		有	無		
14 公共的通路 (公開空地等)	公共的通路 ◇ 有の場合は第2号様式の2にも記入してください		有	無		

- 注意 1 整備内容欄の〔 〕内は整備基準の数値を示しています。  
 (\*のあるものは、整備基準にただし書きがあるので注意して下さい。)
- 2 数字は算用数字を用いて下さい。
- 3 対象となる建築物が1棟でない場合は、各棟ごとに作成して下さい。
- 4 措置欄の「有・無」のうち該当するものに○を、その他は数値又は措置の内容を記入して下さい。
- 5 整備基準によるのと同様以上の代替措置を講じている場合には、代替措置欄にその内容を記入して下さい。
- 6 東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号）第53条に規定する特殊建築物にあつては、整備内容を〔 〕で困った事項について記載を省略できます。
- 7 ※欄には、記入しないで下さい。

第2号様式の2（第5条・第7条関係）

協議事項一覧表（建築物）

1 所在地	
2 名称	

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※	
1 建築物外部の公共的通路	(1)ー1 有効幅 [2m以上]	m			
	(1)ー2 通行に支障がない高さ空間	有 無			
	(2) 段差の有無	有 無			
	路の傾斜構造を設けている場合の当該傾斜	ア 高さ	c m		
		イ 有効幅 [1.35m以上*]	m		
		ウ こう配 [1/20以下*]	1/		
		エ 高さ75cm超の場合の踊り場 [1.5m以上]	有 無		
		オ 手すり	有 無		
		カ 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無		
		キ 側壁又は立ち上がりの設置	有 無		
		ク 傾斜路の面の識別への配慮	有 無		
	の当該エレベーターを設けている場合	ア かごの大きさ [11人乗り以上]	人乗り		
		イ 出入口有効幅（含昇降路） [80cm以上]	c m		
		ウ 高齢者、障がい者等が支障なく利用できる構造の設備 設けた設備等（ ）	有 無		
		エ 出入口の前で車いすが転回できる構造	有 無		
	(3) 通路面は粗面又は滑りにくい仕上げ	有 無			
	(4) 敷地外の道路又は公共的通路に視覚障がい者誘導用ブロック敷設の有無	有 無			
	「有」の場合、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	有 無			
	(5) 階段の有無	有 無			
	ア 回り段	有 無			
	イ 手すり	有 無			
	ウ 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無			
	エ 踏面	(ア) 識別への配慮	有 無		
		(イ) つまづきにくい構造	有 無		
	オ 点状ブロック（警告用）の敷設、注意喚起の有無	有 無			
	設けた設備等（ ）				

整備項目	整備内容	措置	代替措置	※	
2 建築物内部の 公共的通路	(1)ー1 有効幅 [2 m以上]	m			
	(1)ー2 天井の高さ確保 [2.5 m以上]	m			
	(2) 段差の有無	有 無			
	路の傾斜路を設けている場合の当該傾斜	ア 高さ	c m		
		イ 有効幅 [1.2 m以上*]	m		
		ウ こう配 [1/12以下*]	1/		
		エ 高さ75 cm超の場合の踊り場 [1.5 m以上]	有 無		
		オ 手すり	有 無		
		カ 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無		
		キ 側壁又は立ち上がりの設置	有 無		
		ク 傾斜路の面の識別への配慮	有 無		
	の当該エレベーターを設けている場合	ア かごの大きさ [11人乗り以上]	人乗り		
		イ 出入口有効幅 (含昇降路) [80 cm以上]	c m		
		ウ 高齢者、障がい者等が支障なく利用できる構造の設備	有 無		
		設けた設備等 ( )			
		エ 乗降ロビーにおける車いすの転回できる構造	有 無		
	(3) 通路面は粗面又は滑りにくい仕上げ	有 無			
	(4) 道路又は建築物外の公共的通路に視覚障がい者誘導用ブロック敷設の有無	有 無			
	「有」の場合、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	有 無			
	(5) 階段の有無	有 無			
	ア 回り段	有 無			
	イ 手すり	有 無			
	ウ 床表面の滑りにくい仕上げ	有 無			
エ 踏面	(ア) 識別への配慮	有 無			
	(イ) つまづきにくい構造	有 無			
オ 点状ブロック (警告用) の敷設、注意喚起の有無	有 無				
設けた設備等 ( )					

- 注意 1 この様式は、第2号様式 協議事項一覧表 (建築物) 14 公共的通路 (公開空地等) で有に○をつけた場合に使用して下さい。
- 2 整備内容欄の〔 〕内は整備基準の数値を示しています。( \*のあるものは、整備基準にただし書きがあるので注意して下さい。)
- 3 数字は算用数字を用いて下さい。
- 4 対象となる建築物が1棟でない場合は、各棟ごとに作成して下さい。
- 5 措置欄の「有・無」のうち該当するものに○を、その他は数値又は措置の内容を記入して下さい。
- 6 整備基準によるのと同等以上の代替措置を講じている場合は、代替措置欄にその内容を記入して下さい。
- 7 ※欄には記入しないで下さい。

平成 年 月 日

多摩市長

殿

報告者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称並びに代表者の氏名及び印鑑）

整 備 完 了 報 告 書

先に多摩市福祉のまちづくり整備要綱第5条の規定に基づき協議しました、下記の施設の整備が完了したので同要綱第7条の規定に基づき報告します。

記

1 所在地			
2 名 称			
3 主要用途			
4 種 別	新設又は改修 ・ 既 存		
5 規 模 等	延べ面積 m <sup>2</sup> ( 造・地上 階・地下 階)		
	内 訳	用途 ( )	m <sup>2</sup>
		用途 ( )	m <sup>2</sup>
		用途 ( )	m <sup>2</sup>
	用途 ( )	m <sup>2</sup>	
6 工事着手日	平成 年 月 日	7 工事完了日	平成 年 月 日
8 連 絡 先	所在地及び名称		
	担当者 電話番号		

※ 受付欄	平成 年 月 日 第 号	※ 処理欄	
-------	-----------------	-------	--

- 注 意
- 「4 種別」の欄は、該当事項を○で囲んでください。
  - 「8 連絡先」の欄は、この届出書についての問い合わせ先を記入してください。
  - ※欄には記入しないでください。
  - 添付書類 (1) 設計概要書  
(2) 完成平面図

多摩市長 殿

請求者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号  
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、  
名称並びに代表者の氏名及び印鑑)

施設整備基準適合証交付請求書

多摩市福祉のまちづくり整備要綱第8条の規定により、施設整備基準適合証の交付を請求します。

記

1 所在地	
2 名称	
3 種類	建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場
4 主要用途	
5 面積	
6 構造・階数	造・地上 階、地下 階
7 工事着手・完了年月日	着手 平成 年 月 日 完了 平成 年 月 日
8 連絡先	所在地及び名称
	担当者 電話番号

※ 受 付 欄	平成 年 月 日	※ 処 理 欄		
	受理年月日 平成 年 月 日			
	受理番号 第 号			
	係員印			

- 注 意
- 1 施設整備基準適合証交付請求書は、施設ごとに提出してください。
  - 2 「3 種類」の欄は、該当事項を○で囲んでください。
  - 3 「8 連絡先」の欄は、この請求書についての問い合わせ先を記入してください。
  - 4 ※欄には記入しないでください。